

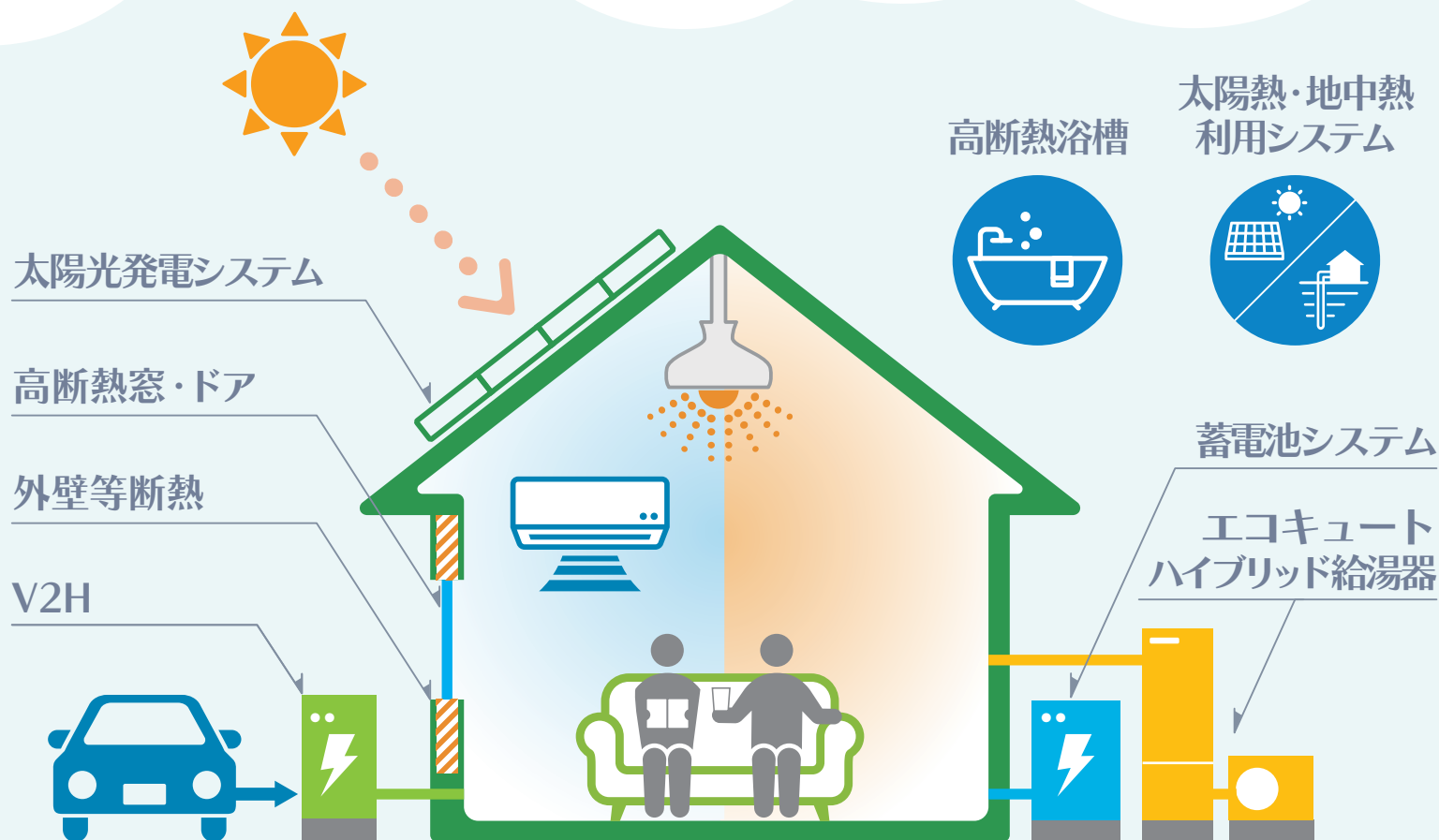
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

断熱改修・蓄電池・ 太陽光発電設備等

助成金のご案内

助成金申請の詳細は
クール・ネットHPへ!!

集合住宅も
対象!



令和6年5月31日(金)事前申込受付開始

《令和6年度当初に契約締結等したものの特例措置については、裏面をご確認ください》

交付申請兼実績報告は令和6年6月28日(金)より受付開始

【補助項目概要】

令和6年
4月1日より
適用

補助項目		補助率・補助額	補助上限額
1	高断熱窓への改修	1 / 3	100万円/戸
	高断熱ドアへの改修	1 / 3	16万円/戸
	外壁・床等への断熱材の設置(※1)	1 / 3	100万円/戸 上限額引上げ
	NEW 高断熱浴槽への改修	1 / 3	9.5万円/戸
2	蓄電池システム	3 / 4	6.34kWh未満 19万円/kWh (上限95万円) 6.34kWh以上 15万円/kWh ※太陽光発電システムが設置されていない場合は上限120万円/戸
	NEW DR実証(※2)参加への上乗せ補助 NEW 既存蓄電池へIoT機器の設置	定額 10万円/件	1 / 2 10万円/戸 (DR実証に参加する場合に限る)
3	V2Hの設置 (戸建住宅のみ対象)	1 / 2	50万円
		10 / 10	100万円 (太陽光、V2H及びEV/PHVが揃う場合に限る)
4	太陽熱利用システム	1 / 2	55万円/戸
	更新 (補助熱源機)	1 / 2	10万円/台
	地中熱利用システム	3 / 5	180万円/台
	更新 (ヒートポンプエアコン)	1 / 2	27.5万円/台
	エコキュート・ハイブリッド給湯器の設置(※3)	1 / 3	22万円/台
5	太陽光発電設備	設置 (50kW未満)	新築住宅 ... 3.6kW以下 12万円/kW (上限36万円) 3.6kW超え 10万円/kW
			既存住宅 ... 3.75kW以下 15万円/kW (上限45万円) 3.75kW超え 12万円/kW
	陸屋根の住宅への上乗せ補助 【防水工事(※4)・架台設置(※5)】	防水工事 既存集合住宅又は既存戸建住宅：18万円/kW 架台設置 集合住宅：20万円/kW 既存戸建住宅：10万円/kW	
	機能性PVへの上乗せ補助	5万円/kW、2万円/kW 又は 1万円/kW 区分見直し	
	更新 (パワーコンディショナ)	1 / 2 10万円/台	
	NEW 上記設備設置に伴いリフォーム瑕疵保険への加入	定額 7,000円/契約	

※1 断熱材の設置部位に施工する遮熱塗装は、助成対象経費に含めることができます。

※2 東京都家庭用アグリゲーターと連携して行うデマンドレスポンス(DR)の実証

※3 太陽光発電の電力を利用して昼間沸き上げる場合のみ対象

※4 防水工事は、既存集合住宅又は既存戸建住宅の場合のみ対象

※5 架台設置は、集合住宅又は既存戸建住宅の場合のみ対象

- 契約・設置前に事前申込が必要です。 特例措置あり
- Web上での審査状況確認や電子通知の利用ができる電子申請がオススメ！

必要書類は
見積書だけ！

契約締結

工事完了後に

事前申込

設置工事

交付申請兼実績報告

審査

特例措置について

令和6年4月1日～6月30日に事前申込前に契約締結等したのものについては、一定の要件を満たし期限までに申込をすることで助成対象になります。詳細については、助成金の手引をご確認ください。



クール・ネット東京

【問い合わせ先・申請先】

(公財) 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

〒163-0817 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル17階

受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く。)の9時～17時

URL：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic_solor



- | | |
|---|---------------|
| ① 高断熱窓・ドア・外壁等断熱・高断熱浴槽 (既存住宅における省エネ改修促進事業) | 03-6659-3408 |
| ② 蓄電池システム (家庭における蓄電池導入促進事業) | 03-6659-3409 |
| ③ V2H (戸建住宅におけるV2H普及促進事業) | 050-3155-5646 |
| ④ 太陽熱・地中熱利用システム (熱と電気の有効利用促進事業) | 03-5990-5086 |
| エコキュート・ハイブリッド給湯器 (熱と電気の有効利用促進事業) | 03-6659-3467 |
| ⑤ 太陽光発電設備 (家庭における太陽光発電導入促進事業) | 03-6659-3420 |

※その他不明点がある方は、総合相談窓口(03-5990-5236)をご利用ください。

(予算がなくなり次第受付終了)